

令和4年3月第5回松阪市教育委員会定例会会議録

令和4年3月25日（金）教育委員会室

議決事項

- 議案第8号 松阪市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について
- 議案第9号 松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について
- 議案第10号 松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

報告事項

- 報告第7号 令和4年2月議会について
- 報告第8号 松阪市教育改革推進会議条例の制定について
- 報告第9号 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 報告第10号 松阪市教育改革推進会議部会運営要綱の制定について
- 報告第11号 令和3年度2月児童生徒の問題行動等について
- 報告第12号 松阪市スポーツ激励金交付要綱の一部改正について
- 報告第13号 松阪市スポーツ賞表彰要綱の一部改正について
- 報告第14号 松阪市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部改正について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	長 井	雅 彦
委員	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀
委員	松 江	茂

出席事務局職員

事務局長	鈴 木	政 博
事務局次長	村 田	佳 之
教育総務担当参事兼教育総務課長	中 西	雅 之
学校教育課長	塩 野	光 弘
学校支援担当参事兼学校支援課長	大 辻	結 花
学校支援課子ども安全・安心担当監	小 泉	恵 希
学校支援課子ども支援研究センター所長	原 田	青 子

スポーツ振興・国体担当参事兼スポーツ課長	刀 根 和 宜
こども局幼稚園保育園担当参事兼こども未来課長	谷 中 靖 彦
文化課文化財担当監	松 葉 和 也

午後 1 時 30 分 開会

○教育長

ただいまから令和 4 年 3 月第 5 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がございましたので、私の方で許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

皆様もご存じのとおり、三重県における再拡大阻止重点期間が 4 月 3 日まで延長されました。教育委員会定例会におきましても、引き続きオンライン開催とさせていただきます。

議事に入ります前に、2 月 26 日に新しく松江 茂 様が教育委員会委員に就任されましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(新委員就任の挨拶)

○教育長

4 年間よろしくお願いいたします。

もう一点、ご報告をさせていただきます。

教育長職務代理者の岡田光生様が 2 月 25 日をもって退任されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 13 条第 2 項の規定に基づき、2 月 26 日付で、教育長職務代理者として、長井雅彦委員を指名させていただきましたので、ご報告を申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、事項書に従いまして、進めてまいります。

まず、議案第 8 号「松阪市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校教育課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 8 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。

よって議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 9 号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

ALT の現状を説明していただけますか。

◎事務局

現在 ALT は 11 人が在籍しております。内訳は JET が 1 人、民間派遣委託が 7 人、市の直接雇用が 3 人となっております。今回の規則改正は、JET からの ALT にかかる休暇制度を見直すものでございます。

○教育長

JET プログラムを簡単に説明してください。

◎事務局

JET プログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業でございます。任期は 1 年から最大 5 年で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下で実施する制度でございます。

○教育長

派遣費用につきましては、地方交付税で措置されているものの、派遣期間中の支援は地方自治体負担によるものであるため、なかなか多くの雇用は難しい状況です。

質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 9 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。

よって議案第 9 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号「松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

新設される「学びアシスト係」の業務内容について、補足してください。

◎事務局

不登校の児童生徒が、子ども支援研究センター内にある教育支援センターに通ってきて、それぞれ一人ひとりに応じた支援により、教室復帰や社会的自立をめざした取組を進めております。ここに来ることができない児童生徒に対しては、訪問相談という形で、外出しにくい児童生徒及びその保護者に対する面談も実施しております。また、電話相談や専門的なカウンセラーによる相談業務も実施しております。もうひとつ、いっぽ教室と言いまして、外国人児童生徒に対する日本語指導を実施しております。この 2 つの業務を「学びアシスト係」において主に実施していきたいと考えております。

○教育長

不登校対策として、より専門性や機動性を発揮できるように、担当から係として位置づけ、しっかり取り組んでいくという方向性を示したものであります。また、「研修・ICT 教育係」につきましては、GIGA スクールが始まって、研修内容や学校からの要望が多い部署ですので、さらにしっかり取り組む必要があるという意味で、担当から係として位置づけることにより職員数も充実させて進めていきます。名称が定着していること

見応えもあると思いますので、委員の皆様もぜひご覧いただければと思います。
質問、意見はよろしかったでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

この案件は、これにて終了いたします。

委員の皆様から何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いいたします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、

4月27日金曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますのでよろしく
お願いいたします。

○教育長

それでは、最後になりますが、今年度をもって退職される職員を代表して、事務局長
からご挨拶をさせていただきます。

(事務局長から退職の挨拶)

○教育長

それでは、これをもちまして、令和4年3月第5回松阪市教育委員会定例会を閉会
いたします。ありがとうございました。

午後2時10分 閉会